

# 学則

## 第1条（目的）

株式会社ハートスイッチ（以下、「本校」という。）は、介護サービスの評価・調査を通じて福祉に係るなかで、福祉人材の育成も手がけており、高齢社会に向けて、専門的知識・技術を持った質実共に有能で役立つ多くの人材を輩出して、地域福祉への貢献を目的とする。

## 第2条（名称・所在地）

本校は、株式会社ハートスイッチ 介護福祉士実務者研修 と称する。

本校の所在地は、岡山県倉敷市茶屋町 2104-1 とする。

## 第3条（課程学科・修業年限・定員）

本校の課程学科、修業年限、定員は次の通りとする。

課程名：介護福祉士実務者研修通信教育（無資格者、訪問介護員1級、訪問介護員2級、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修取得者対象）

修業年限：6ヶ月

ただし、受講予定者の有する資格に応じて以下に定める通りとする。

無資格者	6ヶ月
訪問介護員1級	4ヶ月以上
訪問介護員2級	4ヶ月以上
介護職員初任者研修 修了	4ヶ月以上
介護職員基礎研修 修了	2ヶ月以上

受講生は1年を超えて在学できない。

定員：60名。ただし、1学級あたりの定員は20名とする。

## 第4条（養成課程及び研修科目）

当校の養成課程は通信課程とする。

- 2 通信課程の対象とする地域は広島県、岡山県、兵庫県及び香川県とする。
- 3 当校の研修科目は別表1に定めるとおりとする。
- 4 既修済みの研修に応じて別表2のとおり科目の読み替えを行う。

## 第5条（運営組織）

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 1名以上
- (3) 非常勤講師 3名以上
- (4) 事務職員 1名

- 2 校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
- 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育をつかさどる。
- 4 事務職員は事務に従事する。

#### 第6条（入学・時期・方法）

本校は無資格、訪問介護員1級取得者、訪問介護員2級取得者、介護職員初任者研修修了者又は介護職員基礎研修修了者で、志ある人は誰でも入学できる。

- 2 入学時期は当校が指定した開講期間の初日とする。
- 3 入学志願者は指定の期日までに本校所定の書類に必要事項を記入し、応募する。先着順に受付し、定員に達した場合は締め切りとする。ただし、若干名の待機者を設ける。
- 4 受付終了後、期日までに決められた書類を提出し、受講料を納入しなければならない。
- 5 入学を許可されたものは以下の受講料を事前に支払わなければならない。事情のある場合は受講期間に応じ最大6回までの分割も認める。(受講期間6ヶ月の場合は最大6回、4ヶ月の場合は最大4回とする)

受講予定者の有する資格	受講料（税込、テキスト代込）
無資格	150,000 円
訪問介護員1級	80,000 円
訪問介護員2級	130,000 円
介護職員初任者研修修了	130,000 円
介護職員基礎研修修了	40,000 円

#### 第7条（休学・退学）

休学の希望があった場合は、次回以降の研修に引き継ぐことができる。

- 2 復学の希望があった場合は、面接相談の上、状況を判断して当校で取扱いを決定する。但し、休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 退学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。但し、その場合、受講料は返金しないものとする。

#### 第8条（履修方法）

第4条で掲げる別表1に定める科目について添削指導及び面接授業を行う。

- 2 面接授業の欠席は原則認めない。ただし、やむを得ない理由があれば、補講を受講又は次期研修で該当科目を受講することで当該科目の修了を認定する。
- 3 受講生は学習内容について相談及び質疑がある場合、質問票を当校へ提出することができる。

#### 第9条（評価方法）

学習の達成度は、各科目の課題を期日までに提出し、70点以上を合格とする。

不合格の場合は、追試として再び課題及びレポートを提出する。相談がある場合は事務局が話を聞き、担当教員へ連絡する。

面接授業については、介護過程Ⅲは最後に考査の時間を設ける。医療的ケアの演習はそれぞれの演習内容を5回以上ずつ体験し講師が指導評価する。

#### 第10条（懲戒）

校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、課題提出状況の極めて悪い者

(3) スクーリング時に秩序を乱す等、学校の指示に反した者

#### 第11条（学年及び学期）

当校の受講期間は、当校が指定する6ヶ月（ただし、訪問介護員1級、訪問介護員2級または介護職員初任者研修修了者は4ヶ月以上、介護職員基礎研修修了者は2ヶ月以上）の期間の初日から最終日までとする。

2 当校の実施回数は別に定める規則のとおりとする。

#### 第12条（休業日）

面接授業の実施日において、天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当校が認める場合は、休業日とする。

#### 附則

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

平成28年7月1日 改定（第3条 修業年限、第11条）

平成28年9月1日 改定（第4条3別表1）

平成29年5月1日 改定（受講対象資格「介護職員初任者研修」の修正）

令和2年5月1日 改定（第6条5）

令和2年12月1日 改定（第4条4別表2）

(別表 1)

科目	時間数	授業形態
人間の尊厳と自立	5	添削指導
社会の理解 I	5	〃
社会の理解 II	30	〃
介護の基本 I	10	〃
介護の基本 II	20	〃
コミュニケーション技術	20	〃
生活支援技術 I	20	〃
生活支援技術 II	30	〃
介護過程 I	20	〃
介護過程 II	25	〃
介護過程 III	45	面接授業
発達と老化の理解 I	10	添削指導
発達と老化の理解 II	20	〃
認知症の理解 I	10	〃
認知症の理解 II	20	〃
障害の理解 I	10	〃
障害の理解 II	20	〃
こころとからだのしくみ I	20	〃
こころとからだのしくみ II	60	〃
医療的ケア	43	〃
	7	面接授業
医療的ケア (演習)	8	面接授業
合計	458	

平成 28 年 9 月 1 日 改定

(別表2)

教育内容	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全国 研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ		○			○	
介護の基本Ⅰ	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ		○	○		○	
コミュニケーション技術		○			○	
生活支援技術Ⅰ	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ		○			○	
介護過程Ⅲ					○	
発達と老化の理解Ⅰ		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ		○			○	
認知症の理解Ⅰ	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	○	○			○	
障害の理解Ⅱ		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ		○			○	
医療的ケア						喀痰吸引等研修／看護師・准看護師資格
読み替え時間数	130 時間	355 時間	130 時間	30 時間	400 時間	

令和2年12月1日 改定